

Fair Wind 128号の訂正とお詫び

Fair Wind128号のうち、「分かりやすい景品表示法」に掲載した下記事案の紹介に関して、
標題、広告及び説明文書に誤りがありました。

原稿作成並びに校正の各段階での不手際により発生したものであり、関係者の皆様に深く
お詫びするとともに、今後、同様のことがないように進行管理等を徹底してまいります。

記

【誤】

措置命令

(株)ヴィワンワークスに対する景品表示法に基づく措置命令【東京都】(令和6年10月10日)



(株)ヴィワンワークスが供給する通信講座の取引に係る表示について、自社ウェブサイトにおいて、例えば、「メンタル総合心理®」と称する通信講座について、遅くとも令和5年7月13日から同月14日までの間、「7/14 13:59まで 最大41%OFF! 夏特キャンペーン 通常価格59,500円 → 41,000円(税込) (月々1,980円×24回) 31%OFF」等と表示していたが、実際には、「通常価格」と称する価額は、自社ウェブサイトを通じて受講を申し込んだ場合において、提供された実績のないものであった。

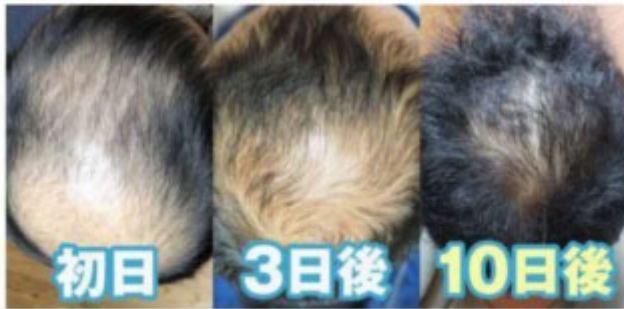
本件は、景品表示法第5条第2号(有利誤認)に該当する行為である。

【正】

(株)ヴィワンアークスに対する景品表示法に基づく措置命令【東京都】(令和6年10月10日)

(表示例)

医学的に効果立証済みなので、
効果が出るのは当たり前



(株)ヴィワンアークスは、「MIHORE (ミホレ)」と称する医薬部外品を一般消費者に販売するに当たり、複数のアフィリエイトサイトにおいて、例えば、「医学的に効果立証済みなので、効果が出るのは当たり前」と表示するとともに、使用後の写真を掲載することにより、あたかも、本件商品を使用することで、本件商品に含まれる成分の作用により、短期間で、外見上視認できるまでに、薄毛の状態が改善されるほどの発毛効果又は白髪の状態が改善し、黒髪が生える効果を得られるかのように示す表示等を行っていました。

実際には、東京都知事が、同社に対して、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、期間を定めて、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は資料を提出したが、同資料は表示の裏付けとなる合理的な根拠とは認められないものでした。

本件は、景品表示法第5条第1号(優良誤認)に該当する行為です。

なお、東京都の新聞発表資料によれば、(株)ヴィワンアークスは、広告代理店やアフィリエイトに作成させた広告表示の内容を十分に把握しておらず、自らの表示責任を否定していたが、広告代理店等に広告内容の決定を委ねていた場合であっても、基本的に景品表示法上の責任は広告主にあるとしています。

広告作成を広告代理店等の外部に委託・依頼した場合であっても、広告の内容に根拠があるのか、優良誤認・有利誤認がないか等を依頼した広告主が確認することが重要です。